

初 鹿 通 信

第 128 号

平成 29 年 8 月 吉日

顧問先各位

＜ご一読推薦者＞

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

年金受給に要する資格期間短縮

これまで年金を受給するには「資格期間」が合計 25 年必要でしたが、平成 29 年 8 月 1 日より必要な「資格期間」が 10 年に短縮されることとなりました。

対象となる方は手続きが必要となります。日本年金機構より年金請求書が郵送されますので、対象の方はお手続きください。

「資格期間」とは以下の期間を合計したものとなります。

1. 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
2. サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
3. 年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間
(各個人の状況によって異なるため、詳しくは年金事務所へお問い合わせください。)

税額特例を受けつつ将来の備えをする

毎年税金の控除を受けつつ、将来の蓄えとなる制度がいくつか存在します。平成 29 年も半年が過ぎ、年末調整・確定申告に向け、ご検討してはいかがでしょうか。

1. 個人年金生命保険控除 所得控除最大 4 万円（平成 23 年 12 月 31 日以前契約の場合 5 万円）

個人年金保険とは、保険料を積み立てていくことで、将来、個人でも年金を受け取れるようになる保険商品です。

2. 個人型確定拠出年金（i D e C o） 所得控除最大 27 万 6 千円

i D e C o とは、公的年金にプラスして給付を受けられる私的年金の 1 つです。

◎掛金が全額所得控除されます（最大 27 万 6 千円）

◎運用益も非課税で再投資されます（運用損が出る可能性もあります。）

◎受け取るときも税制優遇措置があります

◎ご不明な点がございましたら、窓口担当者までお問い合わせください。